

令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者募集要項

1 趣旨

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、サービスの質及び公平性を確保する観点から、指定地域密着型サービス事業所の設置及び運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）の公募を実施します。

なお、本公募については、随時募集とします。応募書類を提出し、令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者応募書類受理票（以下「受理票」という。）を交付された者（以下「応募者」という。）から、随時、選定を行います。

2 募集するサービスの種類、サービス基盤圏域及び事業所数

サービス種類	定員	募集する圏域	募集事業所数
小規模多機能型居宅介護 （※1）	29人まで （※2）	市内全域 （市街化区域内に限る）	1

※1 サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下「サテライト事業所」という。）も含まれます。

※2 定員は、登録定員の上限を示しています。サテライト事業所の場合、18人までとします。

3 事業計画の要件

- (1) 第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業所の設置及び運営を行う計画であること。
- (2) 事業計画地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内であり、本公募に係る事業所の整備が見込める土地であること。
- (3) サテライト事業所については、本体事業所が茅ヶ崎市内に所在していること。
- (4) 事前に本市に対して、本募集要項に定める事前届出を行い、令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る事前届出確認書（以下「確認書」という。）を交付されている計画であること。

4 応募者等の資格要件

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項（第11号を除く。）及び第115条の12第2項（第11号を除く。）に定める欠格事項に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (3) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による指示又は、営業停止を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (9) 国税、神奈川県税及び茅ヶ崎市税の滞納をしていないこと。
- (10) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体でないこと。
- (11) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

5 担当・問合せ先

茅ヶ崎市福祉部介護保険課 給付担当

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話番号 0467-81-7164（直通）

ファックス番号 0467-82-1435

メールアドレス kaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp

6 応募方法

(1) 事前届出

応募しようとする事業者（以下「届出者」という。）は、(2)に定める事前届出書類について、正本1部、副本5部（コピー可）を「5 担当・問合せ先」へ提出してください。本市で確認した後、事前届出の確認書を交付します。

(2) 応募等に関する提出書類一覧

事前届出の確認書を交付された届出者は、応募書類について、正本1部と副本8部（コピー可）を提出してください。なお、応募書類の提出については、選定を円

滑に進めるため、事前届出の確認書を交付された日から30日以内に提出するようお願いいたします。

番号	項目	留意事項	様式	事前届出書類	応募書類
1	令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る事前届出	所定の様式	様式1	○	—
2	令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る応募書	所定の様式	様式2	—	○
3	令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る事業計画書	<p>所定の様式</p> <p>本募集要項に基づく事前届出及び応募にあたっては、都市計画法・建築基準法・消防法等、関係する法令等について、関係機関と必ず事前の相談を行い、その際の相談内容、指摘事項等を「3 関係法令にかかる適合見込みについて」に具体的に記載することとします。なお、関係機関への事前の相談にあたっては、本公募に係る相談であることを伝えたくてご相談ください。</p> <p>※「5 設置する事業所の定員等について」において、浴室に特殊浴槽、入浴用リフト等を導入する場合は、導入する設備の詳細な資料を添付してください。</p> <p>※「10 緊急時等の対応について」において、衛生管理マニュアルを作成している場合、そのマニュアルを添付してください。</p>	様式3	○ 様式3-1	○ 様式3-2

4	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	3か月以内のもの。	—	—	○
5	法人代表者の経歴書	所定の様式	様式4	—	○
6	介護保険事業等運営実績一覧表	所定の様式	様式5	—	○
7	指導監査実施状況	様式5で掲げた事業所のうち、介護サービス事業所については、介護保険法に基づき、市区町村、都道府県、国が過去6年の間に実施した指導又は監査の結果及び改善報告書の写し。 ※指導又は監査が実施されていない場合は省略可。また、改善報告書については、文書による指導がない場合、省略可。	—	—	○
8	位置図・案内図	位置図：縮尺10,000の1程度 案内図：縮尺500分の1程度 サテライト事業所については、本体事業所の位置がわかるように記載してください。	—	○	○
9	各階計画平面図・配置図	各室の面積（内法面積）がわかるもの。 ※スプリンクラーの設置がある場合は、スプリンクラーの配置図等を添付してください。 ※多目的トイレを設置する場合、構造や設備等について、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」を参考とし、設備等の形状、内法寸法等をわかりやすく計画平面図に図示してください。 ※職員の休憩用（仮眠等が可能なスペース）に供する専用の部	—	○	○

		<p>屋及び職員用のロッカールーム又は更衣室が設置されている場合は、図示してください。</p> <p>※車椅子利用者の車両からの乗降スペースがある場合は、駐車場・通路の構造等について、「道路の移動円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」を参考とし、形状や寸法等をわかりやすく計画平面図に図示してください。</p>			
1 0	土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図	<p>3か月以内のもの。</p> <p>※公図は対象の土地を赤線などにより囲い、区域をわかるように記載してください。</p>	—	—	○
1 1	土地・建物確保のための合意書等	<p>事業運営するにあたって、必要な権原を証する書面を添付してください。（土地及び建物が自己所有である場合、登記事項証明書の提出があれば省略可）</p>	—	—	○
1 2	協力（予定）医療機関との合意書等	<p>医療連携が確実であることを証明できる書類。</p>	—	—	○
1 3	納税証明書	<p>国税の納税証明書（その3の3「法人税と消費税及び地方消費税」）、法人県民税の納税証明書（神奈川県分）及び市町村税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税）（茅ヶ崎市分）又は納税義務がない旨の申立書。</p>	様式6	—	○
1 4	決算書	<p>過去2年間の貸借対照表及び損益計算書（設立2年未満の法人は経過年分を提出）</p>	—	—	○
1 5	誓約書	<p>所定の様式</p>	様式7	—	○
1 6	法人の事業概要を記した資料等	<p>会社案内、パンフレット等</p>		—	○
1 7	事業スケジュール	<p>任意様式</p>	—	○	○

18	本体事業所の登録者数の実績	<p>サテライト事業所であって、本体事業所としての運営実績が1年未満の場合のみ提出してください。</p> <p>本体事業所の直近の登録者数が登録定員の100分の70を超えた月の実績を提出してください。登録定員に対する登録者数の割合がわかるよう記載してください。</p>	様式11	—	○
----	---------------	--	------	---	---

※応募書類の内容については、原則として、事前届出の確認書を交付された計画の内容から変更は認められません。

※書類の提出にあたっては、書類の番号ごとに仕切紙をつけ、書類の番号を記入したインデックスを貼付してください。また、書類は原則としてA4縦の両面印刷、平面図等はA3サイズを基本として、A4サイズに折りたたんでください。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

様式の掲載場所

茅ヶ崎市 ホームページ

令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募について

ページ番号 C105815 (サイト内検索で入力する当該ページにアクセスできます。)

(3) 事前届出書類又は応募書類の提出

① 期間 事前届出書類：令和6年6月3日(月)から令和7年1月31日(金)まで

応募書類：令和7年3月31日(月)まで

※土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)を除く

② 時間 午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分を除く)

③ 提出先 「5 担当・問合せ先」へ提出してください。

④ 提出方法 事前届出書類又は応募書類を提出する際は、事前に電話で日時の予約をしたうえで、届出者が直接持参してください。

※提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

※事前届出書類又は応募書類を提出し、確認書等を交付された後は、原則として書類の差し替え及び追加は認めません。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

※届出者に対し応募書類の受理票を交付した場合、事前届出の受付を一時中断します。その場合は、市ホームページにて周知します。

※本公募は、運営事業者が選定され次第、終了します。その場合は、市ホームページにて周知します。

7 質問書の受付及び回答

本募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 質問できる者 応募の見込みを有する者
- (2) 質問受付期間 令和6年6月3日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (3) 質問方法 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る質問書(様式8)を事前連絡のうえ、ファクス又は電子メールにて送付してください。
※電子メールで送付する際は、タイトルを「(法人名)茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る質問書」としてください。
- (4) 送付先 「5 担当・問合せ先」へ送付してください。
- (5) 回答 質問に対する回答は、市ホームページ「茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募について」に随時掲載します。なお、質問の内容が著しく審査に支障をきたす場合や関係法令等により確認できる事項については回答しない場合があります。
- (6) 回答内容 募集要項等の内容と質問書への回答に相違のある場合には、質問書への回答を優先します。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問書への回答によるものとします。

8 応募の取下

応募を取下げる場合には、取下書(様式9)を「5 担当・問合せ先」に提出してください。

9 選定方法

- (1) 原則、応募書類の受理票を交付した応募者から順次、選定を行います。ただし、届出者に対し応募書類の受理票を交付するまでの間に、他の届出者から事前届出があり、その者に対して事前届出の確認書を交付した場合は、複数の応募者による選定となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 一次審査(書類審査)
茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、応募者から提出された書類の内容を、「令和6年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者選定基準」に照らし審査します。
なお、一次審査の得点の合計が満点に対し、6割未満の応募者については、二次審査に進むことができません。
- (3) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)
応募者によるプレゼンテーションを実施したうえで、選定委員会による応募者のヒアリング審査を行います。プレゼンテーションは15分程度を予定しており、追加書類の提出及びプロジェクター等の使用は不可とします。二次審査の詳細は、別途連絡します。
なお、二次審査の得点の合計が満点に対し6割以上である応募者がいない場合は、

「選定事業者なし」となります。

(4) 事業の実施を予定する運営事業者の決定

1者での審査の場合、二次審査の得点の合計が満点に対し6割以上であれば当該応募者を運営事業者として選定します。

複数の応募者から選定する場合は、上記(2)、(3)の得点の合計により順位を決定し、第1位である応募者を運営事業者として選定します。

なお、同点となった場合は、二次審査の得点の合計を比較し、得点が高い応募者を運営事業者として選定します。

※審査の結果、「選定事業者なし」とする場合があります。

(5) 選定辞退

辞退する場合は、速やかに選定辞退届出書(様式10)を「5 担当・問合せ先」に提出してください。

1.0 選定結果の通知等

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、運営事業者として選定された応募者については、市ホームページで公表します。

1.1 選定後の手続き

運営事業者として選定された応募者は、「5 担当・問合せ先」に茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等指定事前協議書(以下「事前協議書」という。)を提出してください。茅ヶ崎市は、提出された事前協議書をもとに、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に事前協議に係る意見聴取を行います。同委員会から聴取された事前協議に係る意見については、事前協議書受理通知書にてお知らせしますので、その内容を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めてください。

また、事業開始の準備が整った時点で、茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等指定申請書(以下「指定申請書」という。)を「5 担当・問合せ先」に提出してください。提出された指定申請書の審査及び現地調査の結果を踏まえ、指定を行います。

なお、申請書の審査及び現地調査の結果、茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例等に定められた指定基準等を満たさないと判断した場合には、指定をしないことがあります。

※事前協議書及び指定申請書等については、市ホームページからダウンロードできます。掲載場所につきましては、「6(2) 応募等に関する提出書類一覧」における応募書類の掲載場所と同様です。

1.2 応募の無効

提出された書類に重大な不備や虚偽が認められる場合、応募に関し不適切な行為があったと認められる場合又はその他本事業の遂行に関し重大な疑義が認められる状況の場合は、応募を無効とします。審査前であるときは審査対象外とし、審査後であっ

た場合には選定結果の取消とします。

1.3 公募に係るスケジュール

令和6年

6月3日(月)

募集要項等の公開
事前届出書類の受付開始
質問書の受付開始

令和7年

1月31日(金)

事前届出書類の提出期限

3月31日(月)

質問書の提出期限
応募書類の提出期限

応募書類の受理票交付後、随時

一次審査(書類審査)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング
審査)
選定結果公表
※以後、事前協議等を開始することとなります。

1.4 その他留意事項

- (1) 事業の遂行にあたっては、土地所有者、近隣住民、その他関係者等とトラブルのないよう、運営事業者の責任で関係者等への詳細な説明を行ってください。
- (2) 応募書類等の作成及び提出に係る一切の費用は、届出者又は応募者の負担となります。
- (3) 運営事業者を選定されなかったこと又は「1.2 応募の無効」の規定により応募が無効とされたことに伴い、届出者又は応募者に生じた一切の損害について、茅ヶ崎市が責任を負うことはありません。
- (4) 運営事業者として選定された後でも、施設建設を確約するものではありません。事業の遂行にあたり、都市計画法、建築基準法、消防法、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例、その他関連する法令等を遵守のうえ、各種手続については、運営事業者の責任で行ってください。
- (5) 各年度の補助金は、国の地域医療介護総合確保基金を財源とする予定ですが、現時点では未定であるため、補助がない場合があることも踏まえて資金計画を策定してください。
- (6) 運営事業者として選定された後の事業譲渡はできません。

1.5 事業内容の変更について

応募に際して市に示した事業計画に変更が生じる場合は、事前にその旨を本市へ書

面にて報告し、承認を得てください。なお、変更については、関係法令等に基づく指導によるものに限ります。